

## 第2回検討会でのご指摘に関する資料

## 雇用保険加入の希望 (本業と副業の週の所定労働時間の合計が20時間以上となる者)

○ 複数の仕事の所定労働時間の合計が20時間以上であれば、雇用保険の適用となる制度を希望するのは、43.1%

【副業している人で、本業と副業の週の所定労働時間の合計が20時間以上となる者の新制度希望】

	そのような制度を希望する	そのような制度は希望しない	わからない	合計
人	160	88	123	371
%	43.1	23.7	33.2	100.0

※ 【設問】

現在の雇用保険では、1つの仕事で週所定労働時間20時間以上が適用条件となっており、複数の仕事の週所定労働時間を合計して20時間以上になっても適用とはなりません。

「本業と副業」や「副業と副業」のように、複数の仕事の所定労働時間の合計が20時間以上であれば、雇用保険の適用となる(複数の仕事について毎月雇用保険料を納め、失業した場合の給付等の支給対象となる)制度を希望しますか。

ただし、雇用保険の適用となる仕事は、自営等は含まず、雇用されている仕事に限られます。

## 副業していることの勤め先への申告と副業の可否 (本業と副業の週の所定労働時間の合計が20時間以上となる者)

- 副業していることを本業の勤め先に知らせていないと回答する人が、27.5%となっている。
- 副業をしている人で、本業の勤め先で副業は禁止されていると回答する人が、2.7%となっている。
- 副業していることを本業の勤め先に知らせていない、かつ、本業の勤め先で副業が禁止されていると回答した人(3人)について、副業していることを本業の勤務先に知られることについて、どう思うかということを集計すると、「できれば、知られたくない」とする人が100%となる。

【①副業していることを本業の勤め先に知らせているか】

	合計	知らせている	正式な届け出などはしていないが、上司や同僚は知っている	知らせていない
仕事は2つ以上(副業をしている)	331	169	71	91
%	100.0	51.1	21.5	27.5

【② 本業の勤め先で副業は禁止されているか】

	合計	禁止されている	禁止されていない	わからない
仕事は2つ以上(副業をしている)	331	9	284	38
%	100.0	2.7	85.8	11.5

【③ ①と②のクロス】

		本業の勤務先(会社・組織)で、副業は禁止されているか			合計
		禁止されている	禁止されていない	わからない	
副業していることを、本業の勤め先(会社・組織)に知らせているか	知らせている	2	159	8	169
	正式な届け出などはしていないが、上司や同僚は知っている	4	61	6	71
	知らせていない	3	64	24	91
合計		9	284	38	331

【副業していることを、本業の勤め先に知らせていない、かつ、本業の勤め先で本業が禁止されている、と回答した人について、副業していることを本業の勤務先に知られることについてどう思うか】

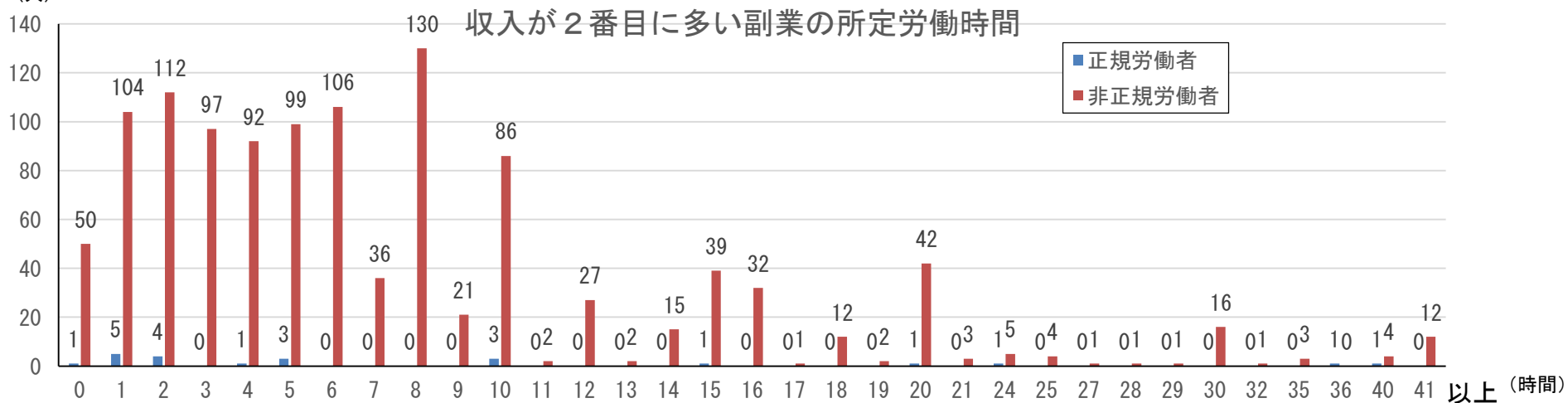
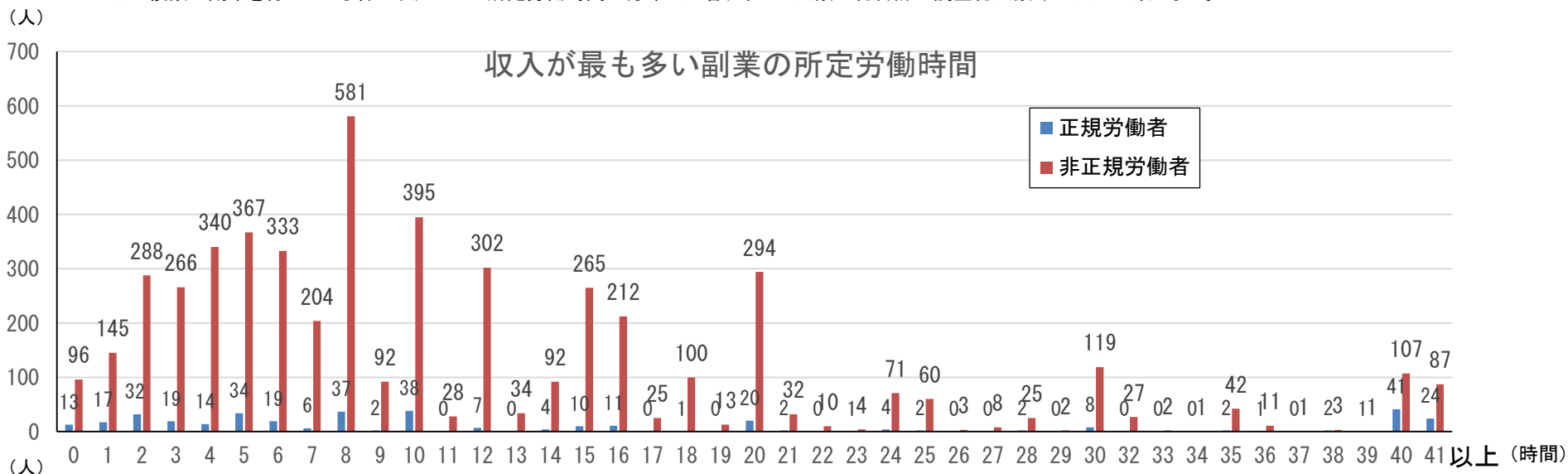
	知られても、問題ない	できれば、知られたくない	どちらともいえない	合計
人	0	3	0	37
%	0.0	100.0	0.0	100.0

※本業は雇用(正社員、契約・嘱託社員、パート・アルバイト、派遣社員、請負会社の社員、期間工・季節工・日雇)に限定。

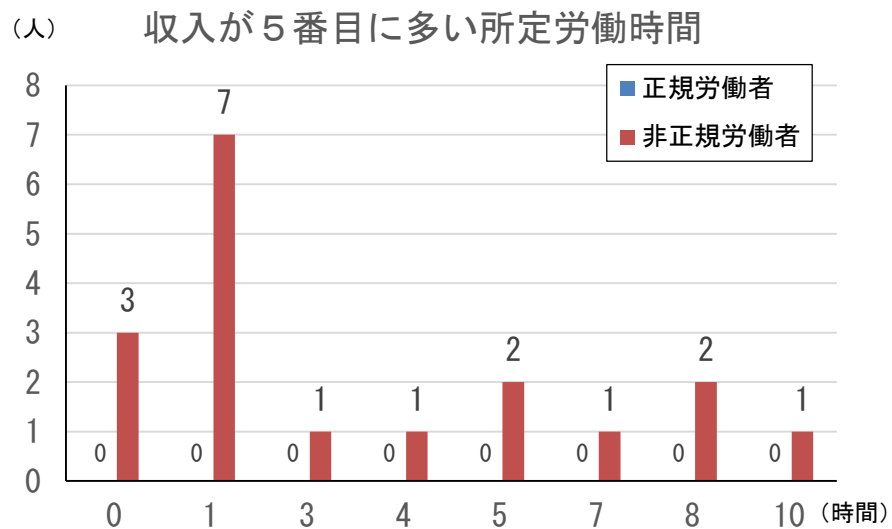
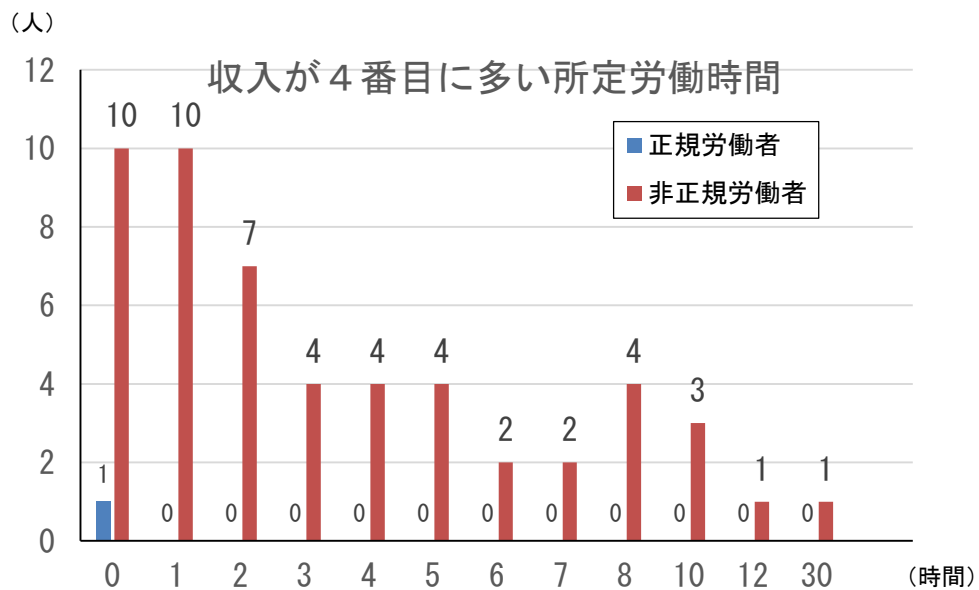
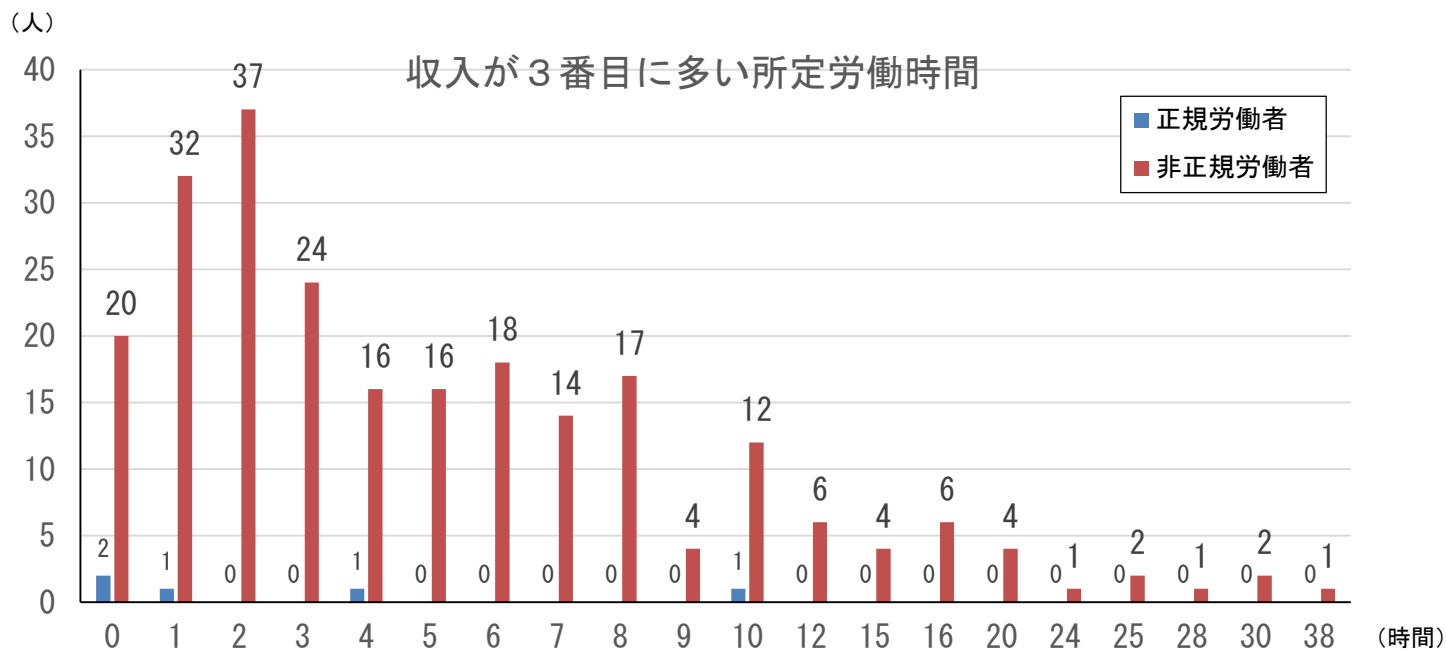
# 副業の労働時間分布（正規労働者・非正規労働者別）

- 副業の所定労働時間は、収入が最も多い副業及び収入が2番目に多い副業の週の所定労働時間は20時間も一定人数いるが、収入が3番目以降に多い副業ではほとんどが20時間未満となっている。
- 収入の多い順に限らず、副業の週の所定労働時間は10時間以下が多い。

※ 1人で複数の副業を行っている者の収入ごとの所定労働時間の分布ため各グラフの人数の総合計は調査総人数9,299人と一致しない。

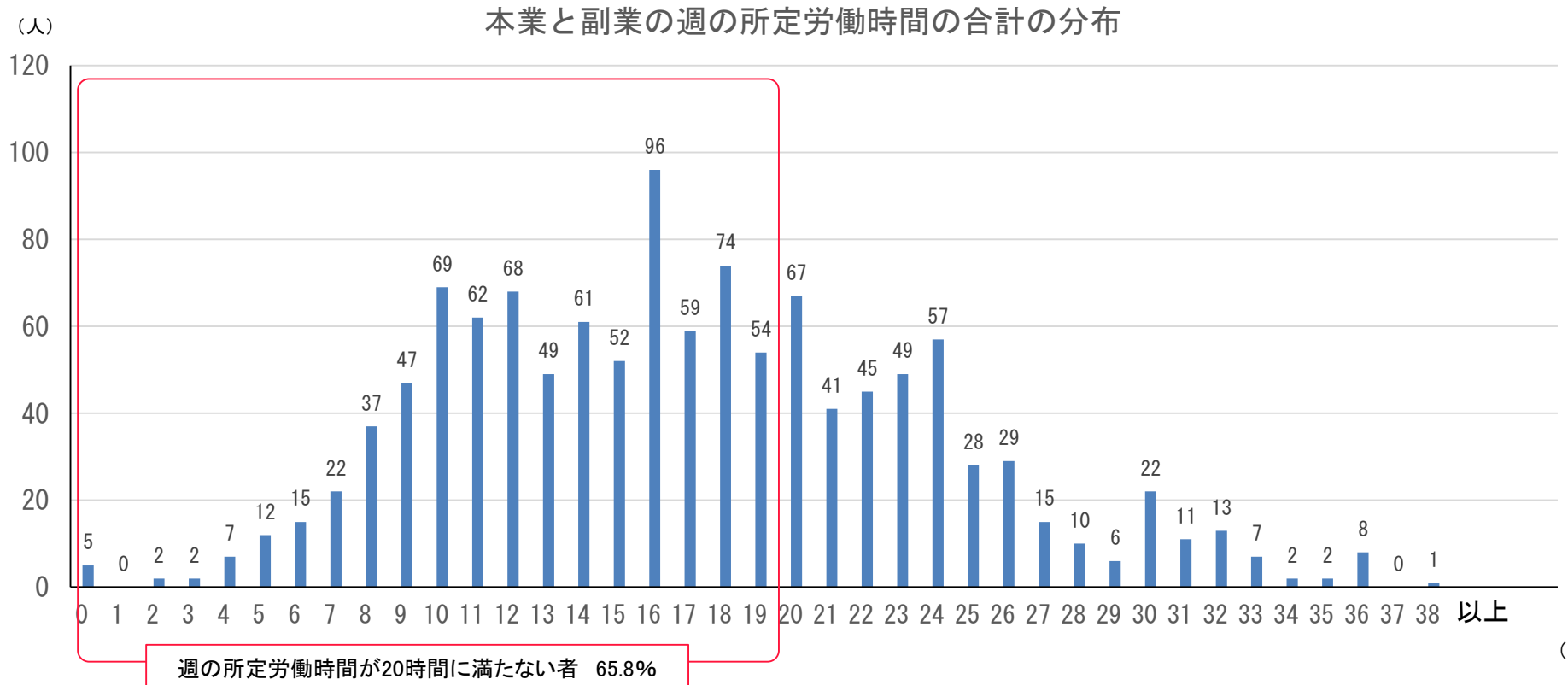


※正社員を正規労働者、契約・嘱託社員、パート・アルバイト、派遣社員、請負会社の社員、期間工・季節工・日雇を非正規労働者としている。



## 本業と副業の所定労働時間の合計

- 本業の就業形態が雇用である所定労働時間と副業の就業形態について雇用が1つでもある場合の週の所定労働時間を合計。  
ただし、合計にあたって、
  - ・ 本業及び副業の週の所定労働時間がそれぞれ20時間未満の仕事を合計
  - ・ 本業及び副業の週の所定労働時間がいずれかが20時間以上の者は排除している。
- 合計しても本業及び副業の週の所定労働時間が20時間に満たない者が65.8%いる。



## 本業と副業の所定労働時間の関係

- 本業の就業形態が雇用である所定労働時間と副業の就業形態について雇用が1つでもある場合の週の所定労働時間の合計をクロス集計。
- 本業の週の所定労働時間にかかわらず、副業の所定労働時間の合計は「5時間未満」、「5～10時間未満」、「10時間～20時間未満」が多い。

		副業の所定労働時間の合計						合計	
		5時間未満	5時間～10時間未満	10時間～20時間未満	20時間～30時間未満	30間～40時間未満	40時間以上		
本業の所定労働時間	5時間未満	人	54	42	23	12	8	6	145
		%	37.2	29.0	15.9	8.3	5.5	4.1	100.0
	5時間～10時間未満	人	193	251	195	56	23	34	752
		%	25.7	33.4	25.9	7.4	3.1	4.5	100.0
	10時間～20時間未満	人	113	171	164	38	24	16	526
		%	21.5	32.5	31.2	7.2	4.6	3.0	100.0
	20時間～30時間未満	人	114	156	154	70	22	12	528
		%	21.6	29.5	29.2	13.3	4.2	2.3	100.0
	30時間～40時間未満	人	147	203	211	69	43	22	695
		%	21.2	29.2	30.4	9.9	6.2	3.2	100.0
	40時間以上	人	362	561	548	185	56	136	1,848
		%	19.6	30.4	29.7	10.0	6.2	7.4	100.0
	合計	人	983	1,384	1,295	430	176	226	4,494
		%	24.1	33.2	27.9	8.3	2.9	5.0	100.0

注)色付きは20%以上の部分